

# 消費税法等の改正に伴う予定価格の公表時期を 設定する金額の変更について

今般、消費税法等の改正に伴い、建設工事及び建設工事に係る委託業務に係る予定価格の公表時期を設定する金額が変更となりますので、お知らせします。

## 変更内容

### 予定価格の公表時期を設定する金額

現 行		事前公表	事後公表
	建設工事	予定価格 1億円未満	予定価格 1億円以上
建設工事に 係る 委託業務	予定価格 3千万円未満	予定価格 3千万円以上	



変 更 後		事前公表	事後公表
	建設工事	予定価格 <b>(税抜き)</b> 1億円未満	予定価格 <b>(税抜き)</b> 1億円以上
建設工事に 係る 委託業務	予定価格 <b>(税抜き)</b> 3千万円未満	予定価格 <b>(税抜き)</b> 3千万円以上	

※「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいいます。

※「平成23年台風12号に伴う災害復旧工事」については、予定価格(税抜き)1億円以上の建設工事に限り「事前公表」となります。

### 適用日

平成26年4月1日以降の公告分から適用